

岩手県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第828号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成26年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡市盛町字柿ノ木沢、字町、字内ノ目、字館下、字宇津野沢、字下館下及び字御山下地内
- 2 実施した期間 平成25年11月8日から平成26年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）